

令和 元 年 6 月 17 日現在

機関番号：33923

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K17016

研究課題名（和文）日独比較による損益相殺の効果に関する研究

研究課題名（英文）Result of benefit-loss rule by comparison of Japan and Germany

研究代表者

濱口 弘太郎（Hamaguchi, Kotaro）

名古屋経済大学・法学部・准教授

研究者番号：50756319

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000 円

研究成果の概要（和文）：交通事故等の不法行為等において、被害者は、損害を被るだけでなく、保険金、見舞金、障害年金等の利益を受けることがある。そのような場合に、損害から利益を控除して、賠償額を算定することを損益相殺という。損益相殺には、どのような場合に損益相殺すべきかという「要件」の問題と、要件を具備した場合に、どの範囲で利益を控除するかという「効果」の問題がある。

本研究においては、損害賠償法は損害の回復を命じてはいるものの、他の規範との関係で、全面的な利得の禁止を指示しているとはいえないことが明らかになってきた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

交通事故を例としたことから分かるように、損益相殺は、今日の裁判実務において日常的に用いられている。一方で、損益相殺に関する研究は不十分であり、法曹の悩みの種となっている。そのため、損益相殺を明らかにすることは、裁判実務に貢献し、社会的な意義がある。

また、学術的に見ても、損益相殺は、損害賠償法の目的をどのように考えるかという根源的な問題と結びついている。そのため、損益相殺の研究を進めることは、学術的にも意義がある。

研究成果の概要（英文）：In an illegal act such as a traffic accident, a victim may not only suffer damage but also receive benefits such as insurance, donations and disability pensions. In such a case, it is called profit and loss offset to calculate the amount of compensation by deducting the profit from the damage. There is a question of "requirements" as to when to offset profit and loss and "effects" as to which extent a profit should be deducted when the requirements are met. In this research, it has become clear that the damages law, although ordering recovery of damages, does not indicate the prohibition of the overall gain in relation to other norms.

研究分野：民事法学

キーワード：損益相殺 損害賠償

様 式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19（共通）

1. 研究開始当初の背景

2013年から2015年にかけて「損害賠償法における損益相殺のあり方」（13J02206）の研究を行った。そのため、さらに損益相殺について研究を進めることとした。

2. 研究の目的

日独比較により、損益相殺の効果について研究を行うことである。

3. 研究の方法

主に、文献調査とインタビューである。

4. 研究成果

損益相殺とドイツにおける差額説(Differenztheorie)との関係が一層明確になった。また、損害賠償法の目的についても、再検討する必要があることが明確になった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計 3 件）

1 濱口弘太郎、昭和60年法律第34号による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金の支分権の消滅時効の起算点、名経法学、無、40号、2018年、105-123。
doi/10.15040/00000255

2 濱口弘太郎、民事判例研究、北大法学論集、有、67巻5号、2017年、1646-1618。
<http://hdl.handle.net/2115/64404>

3 濱口弘太郎、損害賠償法における損益相殺に関する総合的研究(4)、北大法学論集、無、67巻1号、2016年、282-249。
<http://hdl.handle.net/2115/61977>

〔学会発表〕（計 2 件）

1 濱口弘太郎、公法判例研究「最判平成29年10月17日民集71巻8号1501頁」、名古屋経済大学法学会研究会、2018年。

2 濱口弘太郎、判例研究、北海道大学民事法研究会、2016年。

〔図書〕（計 0 件）

〔産業財産権〕

○出願状況（計 0 件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

○取得状況（計 0 件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

研究成果に関するホームページ等はない。

6. 研究組織

研究分担者及び研究協力者はない。

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。